



鳥取県公報

平成16年 2月24日(火)
第 7 5 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更等 (118) (市町村振興課)	1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (119) (協働推進室)	2
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧 (120) (循環型社会推進課)	3
	都市計画事業の認可 (121) (住宅環境課)	3
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての 適否の決定 (122) (水産課)	4
	都市計画の変更 (123) (都市計画課)	5
	鳥取港臨港地区内の分区の指定の一部改正 (124) (空港港湾課)	5
公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課)	6
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課)	8
正 誤	平成15年 7月25日付鳥取県告示第474号中訂正	14

告 示

鳥取県告示第118号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による県営土地改良事業に係る佐治地区第 5 工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成13年11月12日現在の地番による。)
大字大井字ホフニン	大字大井字ホフニンのうち70の 1 の一部、70の 2、70の 5、70の 8 の一部、70の 9、71の 1 の一部、71の 3 の一部、72の 2 の一部以外の区域
大字大井字上ホフニン	大字大井字上ホフニン85の 3 の一部、85の 5 の一部、87の 2 の一部、88の 2 の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大井字上ホフニン	大字大井字ホフニン70の 1 の一部、70の 2、70の 5、70の 8 の一部、70の 9、71の

大字大井字上ケ市 大字大井字下モ袋尻	1の一部、71の3の一部、72の2の一部 大字大井字上ホフニンのうち85の3の一部、85の5の一部、87の2の一部、88の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大井字上ホウニン404の20 大字大井字南中土居416の56
大字大井字中土居	大字大井字上ケ市のうち132の2、133及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大井字上ケ市132の2、133及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字大井古の全域 大字大井字下モ袋尻の全域 大字大井字袋尻392の3
大字大井字家ノ下モ	大字大井字中土居のうち163の1の一部、163の8の一部、163の10の一部、166の2の一部、166の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大井字橋詰	大字大井字家ノ下モのうち167の1、167の2、168の1、168の2、169の2、169の4、169の5、170の2、170の3、171の3、171の4、172の2、175の2から175の5まで及びこれらと一体をなす国有地並びに176の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大井字中土居163の1の一部、163の8の一部、163の10の一部、166の2の一部、166の4及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字家ノ下モ167の1、167の2、168の1、168の2、169の2、169の4、169の5、170の2、170の3、171の3、171の4、172の2、175の2から175の5まで及びこれらと一体をなす国有地並びに176の2と一体をなす国有地の一部 大字大井字橋詰の全域
大字大井字袋尻 大字大井字ホウニン 大字大井字南中土居	大字大井字袋尻のうち392の3以外の区域 大字大井字ホウニンのうち404の20以外の区域 大字大井字南中土居のうち416の56以外の区域

廃止する字の名称	大字大井字大井古
----------	----------

鳥取県告示第119号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年4月12日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成16年 2月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NPO市民文化財ネットワーク鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
渡辺 一正
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市西町一丁目106

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取における芸術文化及び人々の生活の中に芽ばえる様々な文化の振興を図り、郷土の自然や歴史をふまえた鳥取にふさわしい個性的な地域生活文化の振興並びに鳥取の有形・無形の歴史的な遺産の継承と発展を図り、「生きがい」、「うるおい」と「活力」のある健全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第120号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定に基づき、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者から平成15年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出があったので、同法第9条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第6条の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の副本及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成16年 2月24日から 3月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部福祉保健局生活環境課

八頭郡郡家町大字郡家40

鳥取県東部福祉保健局八頭支局保健衛生課

倉吉市巖城町 2

鳥取県中部総合事務所福祉保健局生活環境課

米子市東福原一丁目 1 - 45

鳥取県西部福祉保健局生活環境課

日野郡日野町根雨140 - 1

鳥取県日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

北条町

2 都市計画事業の種類及び名称

北条都市計画下水道事業 北条町公共下水道

3 事業施行期間

平成16年2月24日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 北条町下神字東灘山内地

(2) 使用の部分 北条町江北字西浜屋敷の全部並びに同町江北字西新屋敷、字中新屋敷、字東新屋敷、字新屋敷廻り、字兔野、字狐塚、字北潮田、字後谷尻、字鴨渡り、字開留メ、字下現銀網道、字大西後口谷、字宮ノ下、字天神山、字東浜屋敷、字屋敷廻り、字下屋敷、字中屋敷、字上屋敷、字東田中、字西田中、字東馬場谷、字東蛇谷、字中蛇谷、字上蛇谷及び字畑ヶ田の各一部、国坂字追谷、字中曾祢、字上中屋敷、字中嶋、字河原田及び字上用露の各全部並びに同町国坂字吹寄、字東鶴泊、字西鶴泊、字西沖小野、字西大野、字六ノ坪、字高縄手、字道越、字大野内通り、字十万寺、字沖ノ隈、字津根古、字船戸、字大林、字東大野、字東浜、字四ツ筋、字北沢、字東小野、字大昔田、字糞淵、字大畑ヶ、字下大門、字今井手、字下ノ前、字下屋敷、字西小野、字宮ノ前、字小津原、字伊賀町、字山ノ鼻、字岡崎、字朽谷、字下馬場、字平田、字東九鳥、字池田、字上馬場、字上大門、字中邸、字下九鳥、字越前、字下用露、字佃、字竹井尻、字下朽谷、字中小野、字中九鳥及び字西九鳥の各一部、田井字夕田垣及び字下仲代の各全部並びに同町田井字灘浜、字沖浜、字前浜、字浜辺、字仲代、字荒神、字鍛冶屋敷、字田井後、字八反田、字屋敷、字惣田、字国分田、字高下、字的場、字用老、字長隅、字栃田及び字ノシの各一部、弓原字木橋及び字美子ノ神の各全部並びに同町弓原字東浜、字北浜辺、字宝堂、字前笠田、字上蓮、字中浜、字中浜辺、字妙見、字東赤土、字臼田、字西浜、字西浜辺、字笠田、字西赤土、字竹ヶ鼻、字東浜辺、字松垣、字中笠田、字北田、字東屋敷、字金田、字十万寺及び字西屋敷の各一部、下神字屋敷、字イゴ田、字堂ノ東、字トウ立、字八ヶ坪及び字亥ノ神の各全部並びに同町下神字東灘山、字庚申松、字中浜、字寺前、字ヒエ田、字西灘山、字旗合、字浜屋敷、字十ノ坪、字砂除、字三本松、字三輪山、字上六、字築田、字東浜、字大々山、字小石橋、字円崎、字亥ノ目、字北宮脇及び字南宮脇の各一部、松神字西出口、字南火屋ノ前、字浜屋敷、字屋敷、字東屋敷及び字東浜屋敷の各全部並びに同町松神字高浜、字東浜、字西鷺取、字日本陰、字東出口、字前西原、字鷺取、字松本、字中開及び字利田の各一部、土下字沖田及び字七反田の各全部並びに同町土下字東土居下、字東屋敷、字三反田、字縄手下、字土居下、字丸山、字国分田、字俵田、字前田、字西屋敷、字両源寺及び字石穴の各一部、北尾字中尾、字灰崎及び字西谷屋敷の各全部並びに同町北尾字平町、字金部、字殿谷、字大橋、字西稻場、字尾坂山、字堤屋敷、字笹原、字本屋敷、字堤前、字式ノ坪、字下八ツ、字穂ノ香及び字宮谷の各一部、米里字下船渡及び字上船渡の各全部並びに同町米里字銭神、字船渡屋敷、字下亀崎、字姥ヶ谷、字アケコウ谷、字中大町、字田村谷、字亀崎、字荒神前、字金山谷、字上大町、字船渡畑、字宮町、字船渡、字石坂、字三ノ崎、字下三ノ崎、字一ノ崎峰、字大谷奥、字土穴、字上三ノ崎、字下大町、字一ノ崎屋敷、字下蔵合屋、字東一ノ崎、字西一ノ崎、字大谷及び字蔵合屋の各一部、曲字西曲、字スタラ、字井尻、字尺半、字坂場、字寺畑、字南亀尻、字岩下、字管、字屋敷、字中瀬、字先田、字六反田、字神ノ懸、字向道、字坂根、字曲及び字小塚山の各一部並びに島字上六反田、字歩行黒、字兵岡、字上銭神平、字向山及び字島嶼の各一部

鳥取県告示第122号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、

審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取賀露加入区	沖合底びき網漁業
赤碕加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取境港加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5までに掲げる漁業以外の漁業であって鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業

鳥取県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

八頭郡河原町大字高福字中道端、字長通り及び字流シ山、大字山手字堂免、字古屋、字笹谷下夕、字堤谷、字堤谷上分、字地ユノ谷上分及びチクノ谷口、大字郷原字木戸口上分、字地オユ口、字大入、字地オユ、字地オユ下平、字上ノ山、字小石堂、字石堂口、字石堂、字カル田及び字小山、大字三谷字下土居、字百井田、字国ヶ谷、字上下野及び字上野、八頭郡郡家町大字石田百井字下山、字里岡谷奥及び字妙見谷口、大字西御門字櫻、字高松、字隅ノ内及び字山崎並びに八頭郡船岡町大字破岩字里岡谷、字墓ノ谷、字見平及び字山根、大字船岡字大境、字隈田、字上善久壱番、字三郎五郎、字上善久二番、字中道三番、字中溝、字幸河宮一番、字馬場崎三番、字馬場崎二番、字大水掛ヶ、字上大河原、字狐塚下分、字下モ向田、字本狐塚、字上狐塚、字中吉丁及び字下濃下夕、大字下濃字西ノ前、字経塚、字下野町、字中野町及び字上野町並びに大字上野字下野町、字入尾免、字野町、字コフ路、字澤及び字西ノ下モ

鳥取県告示第124号

昭和61年鳥取県告示第1000号（鳥取港臨港地区内の分区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動

後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 商港区</p> <p>次の の地点から(28-1)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(28-1)の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域並びに㉑の地点から(52-4)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(52-4)の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点～ の地点 略</p> <p>(16-1)の地点 の地点から334度33分41秒10.25メートルの地点</p> <p>(16-2)の地点 (16-1)の地点から63度54分12秒48.22メートルの地点</p> <p>の地点 (16-2)の地点から336度28分44秒162.28メートルの地点</p> <p>の地点 の地点から336度18分32秒69.56メートルの地点</p> <p>の地点 の地点から326度28分26秒14.56メートルの地点</p> <p>の地点 の地点から300度38分7秒9.05メートルの地点</p> <p>㉑の地点 の地点から277度37分11秒15.94メートルの地点</p> <p>㉒の地点 ㉑の地点から269度21分57秒40.00メートルの地点</p> <p>㉓の地点 ㉒の地点から224度28分36秒16.38メートルの地点</p> <p>㉔の地点 ㉓の地点から179度28分36秒71.98メートルの地点</p> <p>㉕の地点 ㉔の地点から179度23分29秒81.26メートルの地点</p> <p>㉖の地点～(52-4)の地点 略</p> <p>2 略</p> <p>3 マリーナ港区</p> <p>(16-1)の地点から㉕の地点までを順次に直線で結んだ線、(16-1)の地点と次の㉘の地点を結んだ線、㉕の地点と次の㉙の地点を結んだ線及び次の㉘の地点から㉙の地点までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>㉘の地点 (16-1)の地点から334度9分2秒69.86メートルの地点</p> <p>㉙の地点 ㉘の地点から270度6分5秒25.35メートルの地点</p> <p>㉚の地点 ㉙の地点から359度30分46秒24.95メートルの地点</p>	<p>1 商港区</p> <p>次の の地点から(28-1)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(28-1)の地点と の地点を結んだ線並びに㉑の地点から(52-4)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(52-4)の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点～ の地点 略</p> <p>の地点 の地点から334度17分13秒80.31メートルの地点</p> <p>の地点 の地点から270度11分14秒24.80メートルの地点</p> <p>の地点 の地点から359度26分31秒25.98メートルの地点</p> <p>の地点 の地点から357度44分58秒8.99メートルの地点</p> <p>㉑の地点 の地点から5度40分13秒71.14メートルの地点</p> <p>㉒の地点 ㉑の地点から269度17分16秒7.08メートルの地点</p> <p>㉓の地点 ㉒の地点から359度4分2秒14.99メートルの地点</p> <p>㉔の地点 ㉓の地点から269度33分21秒75.47メートルの地点</p> <p>㉕の地点 ㉔の地点から179度26分5秒94.68メートルの地点</p> <p>㉖の地点～(52-4)の地点 略</p> <p>2 工業港区</p> <p>の地点から㉕の地点まで順次に直線で結んだ線及び㉕の地点との地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 略</p>

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取る

べき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件を変更する件の告示（平成16年2月3日付農林水産省告示第226号）の内容
（告示の内容）
 - 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

山形 正春	日野郡日南町福万来字上ミ尾和田114、字龍頭152
坪倉 高雄	〃
内田 敏夫	〃
西村 富蔵	日野郡日南町茶屋菅谷日向428、429、431、432
坪倉卯三郎	〃
坪倉彌太郎	〃
坪倉肩太郎	〃
渡辺常兵衛	〃
西村 依久	日野郡日南町佐木谷字家ノ奥山857
坪倉 薫眞	〃
坪倉 政俊	〃
坪倉 充男	日野郡日南町佐木谷字上ミ炭川山928の1、929から934まで
青砥 只吉	日野郡日南町河上字大江谷1182
長崎 潔	〃
加納 甚蔵	日野郡日南町下阿毘縁字宇虫谷矢原山1335
加納善五郎	〃
加納 福由	〃
石倉八太郎	〃
木村 幹雄	〃
木村 義明	〃
木村 正義	〃
加納 治	日野郡日南町下阿毘縁字宇虫谷矢原山1335、字宇虫谷山1338
木村 博明	〃
浜田彦四郎	日野郡日南町下阿毘縁字宇虫谷山1338
林 侑	〃

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取港港湾改修 (重要) 工事 (耐震強化岸壁)
(2) 工事場所 鳥取市港町地内
(3) 工事内容
本件工事は、鳥取港3号岸壁の耐震強化に伴う地盤改良工事である。
(4) 工事の詳細
深層混合処理工法 1軸 1600 8.5 531本
サンドコンパクションパイル工法 329本
(5) 工 期 平成16年3月から同年11月20日まで
(6) 予定価格 98,894,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
(4) 平成16年2月24日 (火) から同年3月5日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(5) 平成15年4月1日 (火) から平成16年3月5日 (金) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
(6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
(7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している深層混合処理工法及びサンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事 (以下「同種工事」という。) を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

(8) 本件工事において、深層混合処理工法及びサンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事を下請けによらず自社で施工することができること。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができる者を有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アの(ア)及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月24日（火）から同年3月5日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月24日（火）から同年3月5日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市港町8 鳥取県鳥取港湾事務所管理係（海友館2階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)の(ア)と同じ。

イ 提出場所

鳥取市港町8 鳥取県鳥取港湾事務所管理係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取港湾事務所管理係（電話番号0857-28-2432）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(9)のイの(ア)に掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 一般県道河原インター線道路改良工事「^{りょう}橋梁詳細設計委託」(1号橋)
- (2) 業務場所 八頭郡河原町大字山手及び大字郷原
- (3) 業務内容
本件業務は、一般県道河原インター線の八頭郡河原町大字山手及び大字郷原に予定されている1号橋の詳細設計を行うものである。
- (4) 業務の詳細
P C 3 径間連結ポストテンション^{けた}T 桁橋
橋長 L = 95.0m
設計内容
上部工 一式
下部工 逆T式橋台 2基
壁式橋脚 2基
場所打杭^{くい} 一式
- (5) 履行期間 着手日から148日間
- (6) 予定価格 24,369,450円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年2月24日（火）から同年3月5日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成15年4月1日（火）から平成16年3月5日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法

(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(5) 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の事務所等に常勤の技術者(測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。)を20名以上有すること。

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。

(7) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入しているPC連結桁橋^{けた}の詳細設計(動的解析を含む。)及び下部工の詳細設計の業務(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者として実施したものに限る。

(8) 本件業務の実施期間中、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を道路部門若しくは鋼構造物及びコンクリート部門とするものに合格し、その登録を受けている者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月24日(火)から同年3月5日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月24日(火)から同年3月5日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木整備部管理課建設係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 一般県道河原インター線道路改良工事「^{りょう}橋梁詳細設計委託」（2号橋）
- (2) 業務場所 八頭郡河原町大字郷原及び大字三谷
- (3) 業務内容
本件業務は、一般県道河原インター線の八頭郡河原町大字郷原及び大字三谷に予定されている2号橋の詳細設計を行うものである。
- (4) 業務の詳細
P C 4 径間連結ポストテンションT^{けた}桁橋
橋長 L = 114.0m
設計内容
上部工 一式
下部工 ラーメン式橋台 1基
逆T式橋台 1基
壁式橋脚 3基
場所打^{くい}杭 一式
補強土壁 一式
- (5) 履行期間 着手日から171日間
- (6) 予定価格 30,936,150円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年2月24日（火）から同年3月5日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成15年4月1日（火）から平成16年3月5日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法

(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(5) 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の事務所等に常勤の技術者(測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。)を20名以上有すること。

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。

(7) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入しているPC連結桁橋^{けた}の詳細設計(動的解析を含む。)及び下部工の詳細設計の業務(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者として実施したものに限る。

(8) 本件業務の実施期間中、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を道路部門若しくは鋼構造物及びコンクリート部門とするものに合格し、その登録を受けている者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月24日(火)から同年3月5日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月24日(火)から同年3月5日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

正 誤

平成15年7月25日付鳥取県告示第474号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3
欄 右欄
行 30から32まで

誤		4～7 略
正		4及び5 略
		6 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5までに掲げる漁業以外の漁業であって境港市漁業協同組合に所属する者の行う漁業
		7 略

頁 3
欄 左欄
行 30から32まで

誤		4～7 略
正		4及び5 略
		6 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5までに掲げる漁業以外の漁業であって鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業
		7 略